

令和7年度 愛媛県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修（12月開催分） 開催要項

実践研修受講のためには、障がい者相談支援従事者初任者研修（2日課程）を受講した上で、基礎研修修了後、2年以上の実務経験が必要です。この場合の実務経験は原則2年以上ですが、一定の要件を満たす場合は例外的に6月以上で受講が可能です。2年未満で受講する場合は、指定の様式で事業所等の指定権者に届け出るとともに、写しを受講申込書に添付して提出してください。詳細については下記のとおりです。

1 目的

この研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）・児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」とする）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 一般社団法人愛媛県社会福祉士会

3 日程・場所・定員（講義及び演習：全2日間）

	期日	定員	会場
第1回	令和7年 7月16日（水）～17日（木）	90名程度	アイテムえひめ 4階 大会議室（第1・第2会議室）
第2回	令和7年 12月 4日（木）～ 5日（金）	各90名程度	ウェルピア伊予 2階 銀河 （伊予市下三谷 1761-1）
第3回	12月20日（土）～21日（日）		松山観光港ターミナル 2階 研修室 （松山市高浜町 5丁目 2259-1）

※ウェルピア伊予・松山観光港ターミナルまでのアクセスや駐車場については、それぞれホームページで確認ができます。ぜひご覧ください。

4 受講対象者

- （1）2019年度以降、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した日以後、実践研修受講開始前5年間に通算して2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者
- （2）サービス管理責任者基礎研修・児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって、基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、実践研修受講開始日前5年間に通算して6か月以上、個別支援計画作成の業務に従事した者
- （3）平成30年度以前の旧カリキュラムにおいてサービス管理責任者等研修を修了した者であって、かつ、相談支援従事者初任者研修（講義部分）についても平成30年度以前に受講している者のうち、令和5年度末までのサービス管理責任者等更新研修修了者でない者

5 研修カリキュラム及び講師 … 別紙参照

6 受講料

- （1）受講料 15,000 円（税込み）※研修当日に配布する資料代を含みます
- （2）受講料の返還 納入された受講料は、原則返還しません。また、9（2）により修了証書を交付しない場合においても返還しないものとします。

7 受講申込手続

(1) 申込受付期間 令和7年9月29日(月)～10月24日(金)

メールの場合は10/24(金) 23:59 受付分まで有効、郵便の場合は10/24(金) 必着

※FAXでのお申し込みはできませんのでご注意ください

(2) 申込方法

4 (1) に該当する方

次のものを10の申し込み先まで郵送またはメールでご提出ください。

- * 受講申込書…必要事項をご記入ください
- * サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者基礎研修の修了証書の写し
- * 障がい者相談支援従事者初任者研修の受講証明書または修了証書の写し

4 (2) に該当する方

次のものを10の申し込み先まで郵送またはメールでご提出ください。

- * 受講申込書…必要事項をご記入ください
- * サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者基礎研修の修了証書の写し
- * 障がい者相談支援従事者初任者研修の受講証明書または修了証書の写し
- * 「実務経験見込証明書（サービス管理責任者等実践研修を実務経験6か月で受講する場合）」の写し

↑こちらの証明書は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=1036)

所属先の事業所から管轄の地方局等へ提出して受付印をもらい、その写しを添付してください。

4 (3) に該当する方

⇒ 研修を修了し、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置ができる状態になっていたものの、期限内に更新研修が受講できていない場合

次のものを11の申し込み先まで郵送またはメールでご提出ください。

- * 受講申込書…必要事項をご記入ください
- * 修了証書等の写しについては①～③のいずれかをご提出ください。
 - ①平成30年度以前の旧カリキュラムにおけるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了証書の写しと、障がい者相談支援従事者初任者研修の受講証明書または修了証書の写し
 - ②令和元年度以降の新カリキュラムにおけるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の修了証書の写し
 - ③令和元年度以降の新カリキュラムにおけるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の修了証書の写し

※上記のものをメールに添付してお送りいただくか、郵送してください。

※受講にあたって合理的配慮が必要な場合は、申込書とは別に「障がいのある受講者の合理的配慮の申出書」をご提出ください

(3) 受講者の決定及び通知

募集期間終了後、受講の可否を郵送にて通知します。令和7年11月4日(火)以降に投函予定です。

受講ができない場合も通知が届きますので、「申し込みをしたのに郵便物が届いていない」という場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

8 研修修了の認定・修了証書交付

- (1) 研修全課程を修了した者には、修了証書を交付します。
- (2) 研修期間中は、講師・ファシリテーター・事務局スタッフ等が随時、受講の確認をいたします。15分以上の遅刻・中座・早退があった場合は欠席とみなされ、修了証書は交付されません。
- (3) 愛媛県社会福祉士会は研修を修了した者についての名簿を作成し愛媛県に報告するものとします。

9 その他

- (1) 個人情報の取扱いについて…研修開催により本会が知り得た個人情報は、適正に管理し、他の目的には使用しません。なお、受講者間の連携と交流を図る目的で、受講者氏名及び所属事業所を掲載した名簿を作成し、グループ内で配布する等研修会内で共有いたします。ご都合が悪い場合には予めお申し出ください。
- (2) 受講申込書等に虚偽の記載があった場合には、受講を取り消す場合がございます。
- (3) 受講決定後、受講を無断でキャンセルされた方（事業所）は、以降の受講をお断りします。

10 お問い合わせ先・お申込み先

申込期間中はお電話が混み合うことが予想されますので、メールでのお問い合わせにご協力ください。

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局

〒790-0802 松山市喜与町二丁目5番地9 ピリカコスモス401号

TEL (089) 948-8031 / FAX (089) 948-8032 / メール eacsw@mbr.nifty.com

↓必要に応じて郵送時にお使いください↓

【宛名ラベル】

〒790-0802

愛媛県松山市喜与町二丁目5番地9

ピリカコスモス401号

一般社団法人 愛媛県社会福祉士会 事務局

サビ児管実践研修受講申込書等 在中

